

### 3 平成24年第2回越知町議会定例会 会議録

平成24年6月15日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成24年6月19日（火） 開議第3日

2. 出席議員（12人）

1番 市原 静子	2番 高橋 丈一	3番 武智 龍	4番 斎藤 政広	5番 岡林 学	6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃	8番 岡林 幸政	9番 藤原 俊夫	10番 山橋 正男	11番 片岡 清則	12番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 昌道	書記 高橋 佳代
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町長 吉岡 珍正	副町長 岡 義雄	教育長 山中 弘孝	教育次長 高橋 昌彦
総務課長 大原 孝司	会計管理者 藤原 良一	住民課長 岡林 直久	環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一	産業建設課長 小田 範博	企画課長 小田 保行	

6. 議事日程

第 1 議案質疑〔承認第1号から承認第5号、報告第1号、議案第29号から議案第38号〕

第 2 討論・採決

- 承認第 1号 専決処分（第1号）の報告承認について
- 承認第 2号 専決処分（第2号）の報告承認について
- 承認第 3号 専決処分（第3号）の報告承認について
- 承認第 4号 専決処分（第4号）の報告承認について
- 承認第 5号 専決処分（第5号）の報告承認について
- 議案第29号 越知町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 越知町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 越知町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について
- 議案第32号 平成24年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第33号 平成24年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第34号 平成24年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第35号 平成24年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について
- 議案第36号 町道の路線の認定について
- 議案第37号 越知町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第 3 発議第 2号 越知町議会基本条例の制定について
- 第 4 発議第 3号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書
- 第 5 発議第 4号 伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書
- 第 6 議会改革調査特別委員会の報告
- 第 7 陳情第 2号 3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情
- 第 8 議員派遣
- 第 9 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（岡 林 幸 政 君）おはようございます。開議3日目の応召ご苦労さまです。出席議員は12名です。定足数ですので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで、休憩して、本日、現地視察の予定でありました2件の内容の説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは休憩します。

休 憩 午前 9時00分

再 開 午前 9時11分

#### 議 案 質 疑

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。日程第1 議案質疑を行います。承認第1号から議案第38号までの16件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。3番 武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）今北添課長から、車道分離帯の、取り壊して、そこへカバーを付けて本管を配管するという説明があって、11トン車が乗っても大丈夫というふうに言われました。これの一番心配しておりました。飲み水ですので、もし漏水とか壊れたりしたら即生活に困ります。大丈夫ということなので大丈夫かなと思っていましたが、ちょっとこのアルミのカバーが90センチしかないと、160メートルある中に継ぎ手が200個ぐらいできるんですかね、180個ぐらいでいくんですかね、160カ所以上できるわけですが、その継ぎ手というのは、この図面で行くとちょっと盛り上がっているような気がしますが、この継ぎ手にブレーキをしたままの状態ではタイヤがつかかかったとしたら継ぎ手が破損するという恐れがあるんじゃないかと思いますが、これやっぱりコンクリートでずっと変化のない上のカバーを補強するというか、カバーをするような工法でないと、これは壊れやせんか。乗るだけやったら大丈夫でも、ブレーキが11トンがあんな大きな車が力がついたのが行くとアルミカバーではもたんと思います。

議長（岡林幸政君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君） そう言った話でも当然設計事務所との打ち合わせの段階でしておりまして、そのステンレスカバーで先ほど言いましたように、11トン車が乗っても当たる程度では大丈夫ということでやっています。特に要は90センチのやつをいくつもやりますけれども、その強度っていうのは2枚目の平面図にありますけれども、このボルトの間隔、これ450ピッチでそのボルトをやるようにしてありますけれども、このボルトの強さによって当然強度ができますので、それについての検討を十分させてますので、それについては支障がないということで考えております。（「質問の主旨が分かってないと思います。カバーが大丈夫かと聞いたんです。」武智議員）。一応それも含めて90センチ、その加工性とかそういったことも含めてやっております、そのカバー自体が大丈夫ということで設計をしておりますので、それはもうコンサルタントが計算上やっていますので、そこはもう信用していただかんといかんと思いますけど。

議長（岡林幸政君）3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）北添課長、信用せんわけじゃないが、僕が今言うたようなこと、コンサルタントに質問をして、スライドした時でも大丈夫かと。今説明は、乗った時は大丈夫ということで、それは大丈夫、それ以上質問のしようがないが、これはカバーを取り付ける方法も詳細がないので、こういうものというのは非常にきゃしゃにできちゃう場合もあると思いますがね、その辺は質問をされましたか、コンサルタントに。

議長（岡林幸政君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）一応この事業につきましては、武智議員も心配いただいておりますけれども、一応国の補助事業当然いただいて国の補助金をいただいてやるわけでございますし、そういった事はコンサルタントの方で十分検討をして、これで応力的にも大丈夫ということでやっております。（「質問は、こういう協議をしたかと。コンサルタントに言うたか言わんか言うてみて。」武智議員）言うてます。ステンレスカバーについても強度、あるいは接続性については十分協議して支障がないものということで条件を付けておりますので。

議長（岡林幸政君）武智龍議員、分かりましたか。はい、12番 寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）今、武智議員の質問に関連したことになると思うんですが、今回のこの水道管の敷設は大変距離も長いわけですが、耐震性を考慮した設計になっておるか、そこの辺を伺いたいと思います。

議長（岡林幸政君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）耐震性については十分考慮しております。

議長（岡林幸政君）12番、寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）どうしてこういうこと聞くかというたらですね、東日本の大震災なんかでも、敷設した管の地震の揺れによってジョイント部分が外れるわけです。それでこれは確かに費用的にも結構掛かると思うんですが、今そういう設計仕様の水道管を敷設してるところもあります。今回のこの設計によると、どうもこれは耐震性になってないと思うんですが、そのあたりどうですか。

議長（岡林幸政君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）実は、このステンレスカバーで今回施工するにあたって、いろいろこれ協議をしまして、はじめにはこの沈下橋の歩道側の下流側に敷設するという案で当初計画をしておりましたけれども、寺村議員さんが今言われましたように、地震時、耐震等において特に一番心配されるのが、ジョイント部分程度のちょっとしたずれであれば、十分対応できるわけですが、かりに大きな地震なんかでこの沈下橋自体が、耐震性がはっきり言ってありませんので、橋自体がですね、その時に開くとか橋が開いたり、あるいは床版が一部ずれたりしたような状態になった時に下流部に取り付けておくとなかなか復旧に非常に時間が要して大変だということもあって、そういった中で現在の沈下橋に取り付ける方法として万が一のそういった地震等の状況で破損した場合においても、復旧が一番やりやすいということもあってこういう方法を採用しております。

議長（岡林幸政君）12番 寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）課長、今橋のことだけを言ってるようですけど、私が言ってるのは橋だけでなく全体のことを言っておるんです。相当距離も長いがね、あの管をつなぐにジョイントも相当な数に上ると思います。それを言っておるんです。

議長（岡林幸政君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）今施工するにあたって地下埋設の部分が、こちらの3枚目の図面にありますけれども、これが標準埋設という形になっておりますけれども、一応現状で一般埋設の部分については地震に対応ができるということでコンサルの方から聞いておりますけれども。（「はいはい、もうほんならこれ以上言うことない。」寺村議員）

議長（岡林幸政君）他にありませんか。11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）この水道管の敷設についてですが、かつて今日の話にも事前説明であったように、以前には横倉から今成に新設をということで、当時沈下橋を通せば非常に距離も短いし、安くいくんではないかということも言われておったと思うわけですが、沈下橋というのは、通常潜水橋とも言われるし、今も今日現在水の水位がかなり上がって、沈下橋の水が越した場合にどういう状況になるかということは、現在手摺でも超える

前には撤去せないかんと言うて、業者に委託をしてのけてもらっておるわけですが、こういう管が敷設をされて橋の下流側にこしらえた場合に、相当な水圧自体がかかるということも懸念するわけですが、この水道管が通ることによって橋の強度には全く問題がないのかということと、この沈下橋にはそういうものを取り付けをするということ自体が何か問題があるような以前には説明があったように思いますが、それは完全にクリアしておるのかどうか、この点をお聞きいたします。（「北添課長、もう一度ですね、今あるわけよね、そこを説明してください。今現実あるわけですので。」町長）

議 長（岡 林 幸 政 君）北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）町長の方からも話がありましたけれども、今、歩車道境界ブロックは200の200、高さ幅とも200ですよ、それで現状ずっと今まであるわけです。ほんで確かにご心配のことは分かりますけれども、この1枚目の図面の断面図見ていただければ分かりますけれども、沈下橋自体の厚さが一定あって越流するまでに、幅がありますので、そこへ当たって水が1回浮き上がります。上側をまっすぐにドンっという形であたってませんので、そのために歩車道境界ブロック、今のコンクリートブロック自体も流されないんですよ。そういったことも含めて検討させてますので、一応これへ直接ものがドンっという形で当たりませんので、一度当然越流する時が一番危ないんですけども、越流する時でも厚さがあってそこへ当たったものが一度上へ上がりますよね波が、そういった形になってるから今のコンクリートブロック自体が破損しないんですよ。そこの辺りも当然心配しておりましたので、コンサルの方にもそういったことで検討してくださいねということは話をしております。そういった中でこの方法でいけるという答えをいただいております。強度的には歩車道境界ブロックをのけることによってこの沈下橋自体の強度がおちるということはありませんし、それにつきましては産業建設課の方に協議もさせていただいております。以上です。（「よしよし、問題がなけりゃあえい。」片岡清則議員）

議 長（岡 林 幸 政 君）他の関連で議案の関連の質疑はありませんか。はい、5番、岡林学議員。

5 番（岡 林 学 君）24年度の一般会計の補正でございますが、一補事の7、総務費の3番、財産管理の13委託料、旧堂岡小学校用地測量とありますが、今またここで行うというのは、どういうふうな目的で測量行うのか。それからその下の企画振興費の15工事請負の市山住宅改修工事というのがございます。これはどのような内容か。2点をお聞きします。

議 長（岡 林 幸 政 君）大原総務課長。

総務課長（大原 孝司 君）岡林議員にご答弁申し上げます。一補事7ページの財産管理費の委託料でございます。旧堂岡小学校用地測量ということで記載

しておりますが、これ現在岩やさんという会社に貸しているという状況でございますが、向こうからの話もございまして、これ買い取るとした時にという話が持ち上がっておりまして、それについて境界確定、あるいは地籍いうことの測量をして、それでもってこの面積がこれぐらいですよ、境界がここですよと、価格はこれですよという提示をするために、まず地籍の測量をするということの委託料でございます。台帳面積でございますが、約1万㎡ぐらいあると、平地と上の山がございますので、その山分も町有でございますので、その分も含めてという話もちょっとございますので、この際に全部ということでの額でございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）一補事7ページの企画振興費の15節、工事請負費の市山住宅改修についてご説明いたします。これは空き家を活用いたしまして移住を促進するために既存の民家を借り受けまして、改修をして越知町も導入しておりますが、地域おこし協力隊であるとか、緑のふるさと協力隊、あるいは都市部から中山間地で住みたいという人たちのために改修するものです。これは県の移住促進事業費補助金を活用いたしまして、その補助率が2分の1でございますけれども、活用して、後、過疎対策事業債等を活用するという事業でございます。この物件は、昭和47年に建てられたものでして、平屋建てです。その木造の平屋の家を借り受けて外壁とか内壁とか、それから水回りそういった改修をして若い人でも生活ができるというようなことでやるものでございます。以上です。

議長（岡林幸政君）ちょっと、小休します。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時29分

議長（岡林幸政君）それでは、再開します。はい、岡林学議員。

5番（岡林学君）ちょっともう1回お聞きしますが、堂岡の分ですね、測量これはもう最初にこういうふうな町有財産のことについて、かっちりとした台帳があるんじゃないですか。だから今さらこういう時に測量しなおさないかんというもんでなくて町の財産の管理はかっちり台帳に載っておってできておるもんだと思いますが、どうでしょうか。それからもう1つ市山の件は、前にいろいろと佐之国とか家も建てて、故郷のいろいろな方に来ていただいて泊まるような施設を作りました。今度はそこに永住をしてもらうような形の家としての改修を予定しているのか。その

2点をお聞きします。

議長（岡林幸政君）はい、大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）ご答弁申し上げます。町有財産としてかつちりした台帳面積というものがあるんじゃないかというご質問でございますが、ある部分とこういうふうな昔のいわゆる公図、切り図という、それに基づいている部分というものも混在しております。特にこういった山とかいうところの部分では地籍測量が済んでいるところは別ですけれども、済んでない部分については昔の切り図、公図をそのまま使っていると。かつちり測って何㎡といったものではないというものでございます。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）市山の住宅改修ですけれども、民家を借り受けますので、一応10年以上ということで今後お話をさせてもらおうと思っておりますけれども、そこに永住することということではなくて、中長期的にそこに住んでもらったのちに、先々もし越知に住んでくれるということになれば、それは狙い通りなんですけれども、一応中期的にそこで活動するか一定期間そこで住んで生活をするとか、そういった目的でございますので、今回のことでそこに入った人がずっとそこに住み続けるということではございません。

議長（岡林幸政君）12番 寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）今岡林議員から質問があったこととちょっと重なると思うんですが、この種の事業ですね、かつて佐之国と桐見川に建てました。ところが、1回も利用せずに終わりました。こういうことがあるのでひとつ一番心配されるのはこのことだと思うんですが、企画課長に伺いたいのはその点は大丈夫かね。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）今回の改修につきましては、今地域おこし協力隊で来られてます、先ほど報告しましたけれど、川合里奈さんに住んでもらうということで、予算を通していただいて改修が済んだのちにはですね、彼女に入っていてそこで活動をしてもらおうと。地域おこし協力隊というのが1年から3年という期間があります。その期間、国の方から特別交付税で戻ってくるという制度でございますので、1人の方が1年から最長3年その制度でおるということになります。以前の佐之国とか桐見川のものにつきましてはグリーンツーリズムということで、町外の方が短期的にそこを借りて過ごすというようなものでしたけれども、今回のものは先ほど言いましたように、そこで住んでもらうということを目的としてやる事業でございますので、かりに今の隊員の方がどっかへ出られるということがあれば、再度そういった方にも住んでもらうこともできるという

ようなことで空きのない形でつないでいきたいということでの事業でございますので、これまでの1回も借りてないというところとは違うわけです。一応改修が済みましたら秋以降になるかと思えますけれども、そこに入らせていただいて山の畑も近くにあり、そういったところで活動していただく拠点というような格好に考えております。

議 長（岡 林 幸 政 君） 1 2 番 寺村晃幸議員。

1 2 番（寺 村 晃 幸 君） 企画課長に説明を受けて納得したんですが、ただもう1点ひとつちょっと心配なことがあるんですが、それは、川合里奈さんがそこにできたら住むということでございますが、若い女性が住むわけですから市山地区もご多分に漏れずかなり人が減っていると思うんです。民家も少ないと思えますが、防犯上の観点から言うとその非常に心配するわけですが、その点は大丈夫でしょうか。

議 長（岡 林 幸 政 君） 小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君） 確かに戸数が少なくなっております。それで町長の方もちょっと心配もしてまして、携帯はどうかということもあって携帯の方は私行きまして入るということ、それからお借りするところの上下に民家がございます。高齢の方と下側には若いご夫婦が、町内で仕事をされているご夫婦が住んでおられますので、そういったご近所づきあいもきっちりしてもらって、人の目が届くと言いますか、逆に若い彼女でするので年寄りの方を心配するというようなこともあるかも知れませんが、その辺は、電話つながるということと、町の方もできるだけ目配せをするということをしていきたいと思えますし、なお、そういった心配は皆さんも日頃考えていただければ非常に防犯上は助かると思えますので、よろしく願いいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君） はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君） 今の寺村議員の質問ですが、全く同じことを私も心配いたしました。まず、最初の質問のことは、事業主体は違いますけれども、佐之国にこしらえた2軒の家、確かにほとんど使うた事ありません。我々が集会の時に地域と一度使ったばあのもんです。そういう意味でこれに金をかけて2分の1補助事業といっても、やっぱり金かけてこれを改修をしてその後がどうなるのかということにつきましては厳しく企画課長に言うてあります。ここが空かないように使うように、そうせんとまたご批判を受けてお金は入れたものの空き家じゃないかと、こうなったらいかんのでまずそれを心配しましてこの事につきましては、課長の方に厳しく申し伝えてあります。もう1点、里奈さんがあそこいった場合、議員が言われたとおりのことを企画課長に指示をしました。というのは民家が少ない、これまで川合里奈さんは横畠にいましたから、区長さんもおりますし、いっぱい人がいるところにおりました。全く人が少ないところで彼女が入り込むわけですから、その万が一の危険性をどうするのかとい

う対処が必要だと厳しく言ってあります。その中で一つは携帯がどうかまず調べてみよという話をしまして、現地から電話をさせまして携帯は入ります。ただそれだけではいきませんので、万が一のことを考えておかないかとこれは厳しく課長に言ってありますので、その辺の対策はこれから考えていきたいというように思っております。

議長（岡林幸政君）5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）もう1点だけ。改修費用はこちらが出して、それからその家の借り上げですね、家賃等は払うんですか。それとも無償の提供で10年を借るような形になるのでしょうか。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）予算のこともありましたので、具体的にその詰めは改修できる運びになった時に話をしようと思っております。それで期間については10年以上の長期という下話はさしてもらってます。これから協議をさせてもらいたいですが、できるだけお金がかからない形で、土地と家がありますので、その土地代、それから家代、どうするのかこれから詰めたいですが、できるだけ町としてはお金がかからないようなことで考えていきたいと考えてます。（「無償で借りるということはないと。」岡林学議員）

議長（岡林幸政君）3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）一言苦言を言いますが、今の件に関連して、3区の住宅もそうですが今のもそうですが、ちょっと行き当たりばったりでこれから協議するというふうなもの中途半端で何で出してくる。もうちょっと計画性でこれぐらいの家賃で下話はしちよりますとかあるんじゃないか。隠さずに言うてくれたらもっと見通しが立っていいのに、何で家賃、払うか払わんか決まらんものを改修だけ先するのよ。

議長（岡林幸政君）小田企画課長。

企画課長（小田保行君）決まらんものを改修だけすると言いますが、そういう町としての方針が決まらん以上、具体的な話には進めない。（「出してくるや。決まっちゃあせんものを。」武智議員）。

議長（岡林幸政君）3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）この件に関して方針が決まってないものを出すこと自体が間違うちゅう。この事業そのものの目的はいいですよ。

議長（岡林幸政君）ちょっと小休します。

休 憩 午前 9時40分

再 開 午前 9時41分

議 長（岡 林 幸 政 君）正常に戻します。3番 武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）いつも提案する時に、方針が決まらんけんど議員を納得させろうと思って県の補助がつきますっていうこと後で言うのは、そのことは岡林議員も補助が付くかどうか聞いちゃあせんけんど、前の僕はその時は議場におらざったですけど、佐之国にしてもグリーンツーリズムという後押しがありますからというようなことで議員は納得したと思うんですが、そういうことやなしに、こういう目的でこういう事業効果を狙いたい、そのためにその主旨を話したら、家の持ち主も協力してくれた、家賃は格安でえいと言うた、千円でえいと言うた、それでただでえいと言うた。それでもえいじゃないですか。もうちょっと計画性を、それがないき、僕もちょっと朝からテンションあがってますけど、そういうもうちょっと計画性を出せんかね。今の質問は計画性が出せんかねえという質問です。

議 長（岡 林 幸 政 君）休憩します。

休 憩 午前 9時42分

再 開 午前 9時51分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）大変お時間いただきましてありがとうございます。市山の住宅の件でございますけれども、事前に所有者の方とのお話はさせてもらっておりました。これまでの例にならい、地代、建物代ありますが、建物代につきましては無償で貸していただくということでお話を固めていきたいというふうに考えておりますのでご了承いただきたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）関連ですが、無償という方向でということじゃけんど、固定資産税も払うて10年ぐらいすりゃあ以前よりはようになったという結果にはなるじゃろうけんどやね、これはわずかな金でも1万円なら1万円ぐらいは出さしてもろうて、最後に返す時には今よりはようなります

よというくらいの条件は出してもえいんじゃない。無償という説明をしたらじゃね、無償って言うたけど、後で金が出ゆうがどうしたことやになるで。やっぱり本人との話の結果によっては多少の金は代金は払わないかんかもしれないがというぐらいの話でとどめておかんと、ただじゃ高いじゃ言いやせんがじゃけ。やっぱりそういう含みは持った言い方の方がえいと思う。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）先答えらしてくれと言えば先どうぞ。（「今のはなかなか答えにくいんじゃない。」議長）実は、その僕は無償かどうか、金が安いとか高いかそういうこと聞きやあせん。当然借りたら払うのは当然だと思いますが、町のこういう移住促進というコンセプトが見えてこんとこのことを言いたいです。というのは、緑のふるさと協力隊というのは地球緑化センターが派遣をする、教育という目的があるので本人には本当に生活の一部しか出しませんと。その代わり受ける側の方は、家賃とか移動費は負担をしてくれませんかというのが向こうの制度です。その制度を理解して受けるところは受けゆうわけですよ。越知も去年はそれでやりました。今度地域おこし協力隊というのは総務省の関係でしょ、その関係の場合は16万5千円、最低1か月16日以上出勤というような形になって、町の臨時職員という位置づけで16万5千円を支払うというのでしたよね。この方については川合里奈さんに限らず、この制度については、生活費は全部自己負担でみて下さいというのが原則です。ということは、その家のあっせんはしても、あるいは改修工事の一部負担をしても後の維持管理費は契約者同士の問題になってくるんじゃないかと思います。ここで制度はそうなっておりますが、越知町としては移住促進をしたいと、6千人を確保したいので年間に10人ぐらい入れたいと。プラスアルファで家賃を月1万一人当たり12万、10人で120万は余分に要りますが、この5年間集中してそれを入れることによって約半分の50パーセントの定着率というのを期待をして移住を入れたいと、そこで事業を起こしてもらったり定着することによって結婚するなり家族を持つなりして別の家を持つなりというふうな誘い水の形で位置付けたいというような私が執行部の答え言うてしまいましたけど、そういうふうな戦略はあるかないかということを知りたかった。それがなく、今では1万出しますでそれでいいですか。次の人は、人が変わります。どうします。地域おこし協力隊じゃない人が来た時、地域おこし協力隊にはある程度縛りがありますよ、町の臨時職員やけ。でも移住のために普通の一般の人がここへ来た場合どうしますか。そういう整合性というのがいるんじゃないですか。

議長（岡林幸政君）執行者側、答弁できますか。はい、小休します。

休憩 午前 9時56分

再 開 午前 9時57分

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、再開します。小田企画課長。

企画課長（小田 保行 君）大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。先ほど片岡議員も言われましたように、ある程度借りるということでの配慮もしなければならぬというのは確かにありますが、やはり、予算を計上する以上、そこまできちっと話ができちゅうかということ是非常に大事なことやったと思っております。それから武智議員が言われました今後どうしていくのかということですが、議員おっしゃるとおり私たちもそのように考えております。できるだけ外部の人に住んでもらうということが今後越知町にとってプラスになると思っておりますが、ただ、市街地以外の場所で空き家も、この間区長会をお願いをして現時点で4件ぐらいお話をいただいておりますが、まだちょっとお話、現地を見に行っていないですけども、そういった形でこれ広げていきたいという思いはあります。ただ、慎重にやりなさいよということも内部でありまして、その辺についてはやはり形が見える形で進めていきたいという部分もありますので、その辺ご容赦願いたいと思います。思いといたしましては、武智議員言われたようなことを先々展開していきたいというふうには考えております。以上でございます。（「ただで借るという線でえいがかえ。有償になった場合に行き詰まるで。できるだけ安い価格なら価格で交渉するという幅を持ったことを言うちょかんとのが悪うないかよ。」片岡清則議員）

議 長（岡 林 幸 政 君）岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）以前のやすらぎの話が出ましてちょっと大変申し訳なく思っております。以前はちょっと PR も不足しまして、利用があまりできなかったの、大変残念なこととなっております。それをぜひ今回ばん回するような形で進めていきたいと思っておりますが、当時は借上げの条件というのが家を改修させていただくということがありまして、建物は一応町の方へ譲っていただくという形で展開は進めさせていただきました。ただし土地代につきましては、地上権と土地がまた別ですので、土地代については一定の金額をお支払いすると、これは一応取り決めがございますので、それに従いまして行いました。今回もそういう方向で進めたいと思っておりますので、今言いましたように無償の方向でということを進めたいと思っております。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）年寄りばかりの住みゆう所へ若い人が来てくれるということは、何か芽吹きができてきゆうような本当に地域にとっては大きい活性化であろうと思っております。ご承知と思っておりますけれども、すでにあれた田んぼも1枚は耕して、川合さんが食べるお米ぐらいはできる田んぼです。

遊行寺で手植えにするゆうても苦労があるということで、山崎耕助君が大体のところは植えてあげました。隅々とか、中の欠株については川合さんが植えるというようなことで、市山の地域というのは、荒れた田んぼも随分あります。やはりこういった点で自然農法的なことをやっていただけるということは多少の援助をしても、やはり大きい芽吹きになるのではないかとこのように期待をしております。議員の中でもそういった状況知らない方もあろうかと思ってそのことを付け加えておきたいと思います。以上です。

議長（岡林幸政君）その他の質疑はありませんか。11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）先ほど議長からも注意があったわけですが、堂岡の学校の用地山林を含めて実測をするということで、するだけで転売をするとかいう目的ではないと思いますが、やはり地域の人にとりましては、子供たちのために寄付をして、部落をあげて協力をして今町のものになっておるかも知れませんが、やはり地域住民のことをもっと頭に置いた何をせんと、何でもない摩擦が起こるんじゃないかということだけは、提言しておきたいと思います。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）寄付の話は私自身も初めて聞きましたので、この辺はちょっと実情も調べさせていただきたいと思います。この堂岡の学校につきましては、今岩やさんがご存じのようにおりますけれど、たいへん越知のためにも活動もしていただいております。彼が越知町に住んで定着して家族も来ていただいてということになりましたら、たいへん生きることであります。もう1点、この建物自身もう崩壊寸前であります。床下も腐ってもう手を入れない限りここには住むことができません。そういった状況の中で、売買ということも考えておるといってお話をしたわけです。その為にかっちりした測量が必要だということで測量いたしました。議長が言われますように過去の経過があるということになれば、なおそれを調べまして慎重に対処したいとこのように思っています。（「よろしくお願いします。」岡林議長）

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）2点お伺いします。24年度の補正予算ですけど、一補事10ページと一補事18ページですが、これはいつも聞いて申し訳ないですが、農林水産業のうち農業確立支援事業今年もまた結構大きな金額がありますが、この事業もうちょっと詳しい事業内容、個所付けゆなのを教えてください。それから一補事18ページは、初めての予算がここに載っています。初めて見受ける予算ですが、災害復旧費で委託料として工法検討書作成と250万も組まれています。大体予測はついてますが、予測じゃ話になりませんので、説明をお願いします。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）武智議員にお答えを申し上げます。一補事10ページの5. 1. 3. 19節、このうち農業の確立支援総合補助金を使いまして、JA コスモスの生姜の部会、これが集出荷施設大変老朽化をしております、これを一新するために充てる補助事業でございまして、内容的には洗浄するための噴射機、それと作業内を結ぶベルトコンベアー、それとその途中で作業するための回転式の作業台等々を整備をいたしまして、作業効率をアップにつなげるというものでございます。最終工程で今までは、生姜の工程の中で出てくるカス、これをもうそのまま外へ出しておりましたけれども、これを粉碎をいたしまして、できる限り産廃を少なくするといったものも導入してございます。以上です。

続きまして一補事の18ページでございます。10. 1. 2の13節でございますが、これは災害が発生をした折に特殊な工法で対応しなければならぬ現場が出てきた折に、そういった工法等を検討していただくために委託料を計上させていただきました。以上です。

議長（岡林幸政君）3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）ということは、18ページの今のは、現在起きている災害やなしに今後予測してとってるんですか。

議長（岡林幸政君）小田産業建設課長。休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

議長（岡林幸政君）再開します。他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

#### 討論・採決

議長（岡林幸政君）日程第2 討論・採決を行います。

承認第1号 専決処分（第1号）の報告承認について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第2号 専決処分(第2号)の報告承認について、討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第3号 専決処分(第3号)の報告承認について、討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第4号 専決処分(第4号)の報告承認について、討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の、挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

承認第5号 専決処分(第5号)の報告承認について、討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって、本案は承認されました。

議案第29号 越知町印鑑条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第30号 越知町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第31号 越知町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について討論はありませんか。(「なし」の声あり)。  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第32号 平成24年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第33号 平成24年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第34号 平成24年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第35号 平成24年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第36号 町道の路線の認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第37号 越知町個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第38号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案の通り決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で本定例会に執行部から上程された議案は全て終了しました。町長、一言お願いいたします。

町長（吉岡 珍正 君）一言ごあいさついたします。提案をしましたすべての議案に適切なご決定を賜りましたことを心からまづお礼を申し上げます。

ありがとうございました。なお、この今議会の中で大変慎重に扱わなければいけない問題も何点か指摘をされました。こういったことにつきましては、私ども内部で十分検討いたしまして、間違いのない方向性を求めていきたいとそうのように思っておりますので、今後とも議員の皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（岡林幸政君）お諮りします。これより10時30分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。それでは暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時28分

#### 議員発議

議長（岡林幸政君）再開します。日程第3 発議第2号 越知町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者の武智龍議員から、提案説明を求めます。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）それでは越知町議会基本条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

議会基本条例（案）につきましては、議会改革調査特別委員会で協議・検討して、条例素案を作成しました。それを、先の全員協議会でお示し、5月24日の地区別懇談会でも参加者に概要説明を行ったところであります。

その後、6月12日の議会改革調査特別委員会において最終確認をいたしまして、本案を提出するに至りました。

お手元の、その資料めくっていただいたら案がありますが、

本条例案は、前文と本文15条および附則で構成されております。

前文は本条例制定の背景と趣旨を示しております。

本文の主な点は、第1条の目的をはじめ、第2条及び第3条では議会の活動原則と議員の活動原則を規定しています。

第4条では、町民参加及び町民との連携について定めております。特に第2項では、すべての会議を原則公開とし、第4項では、議会報告会や

地区別懇談会を少なくとも年1回以上開催し、町民の意見を町政に反映させることをうたっております。

第5条では町長と議会及び議員との関係を規定し、質疑の一问一答方式や町長等の反問権を認めております。

第6条では、重要な政策決定にあたり、その策定段階から議会との意見交換や情報提供を求め、提案する政策、事業等を明らかにする必要資料の提出を求めています。

第8条では、議員相互間の自由討議により、十分な議論を尽くして意思決定に努めることを定めています。

第12条では、議員定数及び報酬について規定しており、いずれも改正に当たっては、町政の現状や将来展望及び町民の意見などの客観的評価を考慮することとしております。

第14条では、本条例は議会の最高規範として位置付けすることをうたっております。

最後に第15条では、この条例の目的達成を議会運営委員会で点検・検討し、必要に応じて改正等の措置を行う、としております。

以上が、提出議案の概要であります。この条例案は議会改革調査特別委員が議論を重ね、作り上げたものであります。この条例を生かし、町民の負託に応えていくためには、議員各位の皆さまの決意と協力が必要であります。

どうか、各位におかれましては、本条例の制定にご理解をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

議長（岡林幸政君）提案説明を終わります。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

はい、起立全員です。よって本案は可決されました。

日程第4 発議第3号 郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、10番、山橋正男議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第5 発議第4号 伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、11番、片岡清則議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

#### 質 疑（発議第4号）

議 長（岡 林 幸 政 君）これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。はい、12番、寺村晃幸議員。

12番（寺 村 晃 幸 君）提出者にお伺いいたします。伊方原発3号機は現在再稼働の条件となる、ストレステスト安全評価の一次評価の最終段階に入っております。また、事故時の作業拠点となる免震等の整備なども行われております。今後、安全対策が十分になされ、安全性が確認されてもなおかつ再稼働に反対するのか、この点をお伺いいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）12番議員にご答弁を申し上げます。今福島原発をはじめとする、まさに原発の恐ろしさというのが新潟県を中心に万が一にも事故が起こった場合に、どれだけの影響があるかという点では、本当にこうしたことが全く予測できんような状況下の中で、今大飯原発が再稼働という方向、政府によって稼働されようとしておるわけですが、次に来るのが、伊方原発の問題であります。伊方がもし事故を起こした場合、南風等によってわずかな時間で高知県にも多大な影響が出てくる。こういうことを考えた場合に、やはり四国電力の現状では、0.3パーセントの電力が現在不足をしておると言われておる数字も出ておりますけれども、やはり、もう少しこの自然エネルギーと言いますか、越知町でも小水力発電等も検討され、越知町はすでに公共的な施設では太陽光発電等も試みておるわけで、やはり原発に頼ることなく、安全なエネルギー対策とい

うのが特に今は望まれておるという観点から、伊方原発の再稼働は検討すべきである。そういうことから、反対の意思表示を示すものであります。多くの町民の中にも、安くて安全なものならば、原発も今までは容認してきたわけですが、福島原発をはじめとする現状の中では、大変な不安を持っておるという観点から、こうした提案をするものであります。以上でございます。

議長（岡林幸政君）はい、12番、寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）ただいま提出者から答弁がございましたが、私が提出者に質問したのは、安全性が評価されても、なおかつこれに反対するのかと聞きましたけれども、そのことについては何らお答えになっておらないと思うんですが、そこで、改めて提出者にお伺いします。この原発の再稼働ということは大変これは重要なことだと私も認識しておりますが、あまり大した議論も行われず、ここで即決で決めるというのは、私はどうかと思うんですが、これは改めて陳情書などを提出いただいて、所管の委員会で私は審議するのが、やはり議会制民主主義のルール上本当だと思うんですが、この点について提出者はどのように考えておりますが。考えをお伺いいたします

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）安全という定義の中には、万に一つ、万に一つも起こしてはならん問題であります。何十年何百年に一度であっても、もし起こした場合に大きい不安をそれぞれが持っていると思います。かつて福島原発の時点でも、農作物等放射能に汚染をしておるかも知れない、こういう風評的な被害が大変起きて、今、海の魚介類まで実際どうかということが分かっておりながらも、こういった被害が出ておるわけでありまして、やはりできることならば私は、起こるということも分からないわけではありますけれども、こういったことから考えて、やはり近くにこうしたものができるよりはできない方がいいという、そういった観点から、委員会に付託をしてどうこうでなしに、すぐ近くで再稼働をせられるということに対しては、やはりより早くこの越知町の議会の議員の判断を仰いで、愛媛県の担当者に対して反対の意思表示をする方が一番住民の理にかなっておることではないかということで、賛同し提出をした次第であります。よろしく願いをいたします。

議長（岡林幸政君）ちょっと、小休します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時47分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。提出者に対する質疑はありませんか。12番、寺村晃幸議員。

12番（寺 村 晃 幸 君）これが最後にしますけど、改めてお伺いします。やはりこれは私の見解ですけれども、電力の安定供給ということを考えると、私は伊方原発3号機の再稼働は、大変福島県の人には申し訳なく、大変気の毒だとは思いますが、やはり電力の安定供給と考えると、伊方原発3号機の再稼働はやむを得ないというふうに私個人は考えております。また昨日の夕刊でも愛媛県知事は3号機の再稼働を容認すると、こういうふうな記事も出ておりますが、片岡議員の言い分もあろうかと思いますが、この点について再度お伺いいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）寺村議員から3回にわたって、より安全なものであってもこういった決議をしなくてはならんかというような質問もありました。私もあえて申し上げますのは、現段階で先ほどの説明の中で、現状の中でも0.3パーセントがこの夏暑い時に不足するであろうという予測も出ている。0.3というのは、この四国電力の管内の人が、ちょっと暑いのが辛抱しようという少しの心がけで私は解決できるという数字ではないかというように思うし、特に先ほど私が申し上げました安全性ということについては、万に一つ、10年、100年に1度でもあってはならないことでありまして、全国の中でわずか2カ所でしか稼働されていないということになると、これだけ安心安全ということを言われておる中で、高知県のすぐ近くの愛媛県では、伊方原発が再稼働したということだけでも、高知県の産物にしろ、魚介類にしろ、よそでは大変問題視されるし、確かに知事表明でも、再稼働に賛成という意思表示もあったわけですが、多くの町民住民から見た場合に、本当に住民が望むことかどうかということが私は大きい問題ではないか、このように思っております。以上の点から、より早くこういう危険な再稼働に対しては越知町議会として物申すと、再稼働はしないでほしいという、そういう住民が大変多いという観点からこういう提案をいたしました、以上のものでございますので、よろしく皆さん方にご判断をいただきたいと思います。以上です。

議 長（岡 林 幸 政 君）提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数（賛成8、反対3）であります。よって本案は可決されました。

## 議会改革調査特別委員会報告

議長（岡林幸政君）日程第6 議会改革調査特別委員会の報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。 3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）それではご報告をいたします。

平成24年6月19日 越知町議会議長 岡林幸政様

議会改革調査特別委員会委員長 武智龍

お手元に資料あると思いますが、委員会報告書

本委員会に付託された事件について、越知町議会会議規則第41条第1項の規定により、下記のとおり報告を行います。

記 1. 調査事件 議会改革に関する調査・研究

2. 付託年月日 平成22年9月14日

3. 委員会開催日 これについては、平成22年9月14日に第1回を行いまして。平成24年6月12日までの間に20回の会議を行いました。

それぞれの日は省略させていただきます。

第1回（22. 9. 14）、第2回（22. 11. 11）、第3回（22. 12. 10）、第4回（23. 1. 20）

第5回（23. 2. 25）、第6回（23. 3. 11）、第7回（23. 4. 13）、第8回（23. 5. 24）

第9回（23. 6. 15）、第10回（23. 7. 13）、第11回（23. 8. 30）、第12回（23. 9. 26）

第13回（23. 10. 28）、第14回（24. 1. 6）、第15回（24. 2. 7）、第16回（24. 3. 6）

第17回（24. 4. 11）、第18回（24. 5. 11）、第19回（24. 5. 18）、第20回（24. 6. 12）

4. 調査報告及び意見

平成22年9月定例会において、議会の組織、運営等に関する課題の調査・研究を目的として、委員6人で構成する本委員会を設置し、現在まで20回にわたり委員会を開催し、従来の議会運営のあり方を見直し、一般質問の一問一答方式や住民との懇談会、議案等の審議方法などを協議して、早期に取り組めるものは議員各位並びに執行部の協力を得ながら実施してまいりました。

また、平成22年11月には、埼玉県ときがわ町議会を議員全員で視察訪問し、先進的な議会改革の取り組みも研修いたしました。さらに、本年3月定例会では、現在の議員定数12人を次期改選時から10人とすることを議決いたしました。

住民との懇談会は、平成23年5月に、区長を対象にした議会報告会を初めて試行し、11月には横畠地区と明治地区で、本年2月には野老山地区と大桐地区で、また5月24日には保健福祉センターでそれぞれ実施し、大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。また、懇談会はおおむね好評であり、参加された町民からは「続けてもらいたい」「議員の顔が見られて良かった」などといった意見も数多くいただきました。

地区別懇談会は、まだまだ手探り状態で課題もありますが、議会と町民が理解し合うことができる画期的な取り組みであります。今後におきましても、少しずつ改善を図りながらより良いものにして、住民への説明責任を果たしていかなければなりません。そのためには、議員自らの改革も求められており、各位が積極的に研さんを積み、議員としての能力向上に努めていただくようお願いいたします。

次に、議会基本条例につきましては、議員全員のご賛同を得て成立できましたが、決して条例の制定が最終目標ではありません。今後は、この条例の下に、議会及び議員に課せられる役割と責任はより大きくなってまいりますので、本条例を積極的に活用して、町民の負託に的確に答えていただくことをご期待申し上げまして、本委員会の最終報告といたします。よろしく申し上げます。

議長（岡林幸政君）ただ今、議会改革調査特別委員会の委員長報告がありました。委員長に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

### 陳 情

議長（岡林幸政君）日程第7 陳情第2号 3区町営住宅林屋敷団地（仮称）建設反対の陳情を議題とします。

この陳情は、お手元に配布のとおり、6月15日付けで、4人の連名により、議長に提出されております。

本陳情は、総務教育常任委員会の所管になりますので、同委員会に審査を付託し、あわせて、閉会中の継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、総務教育常任委員会に審査を付託し、あわせて閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 議 員 派 遣

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第8 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画書のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって議員派遣は配付のとおりと決定いたしました。

### 委員会の閉会中の所管事務継続調査

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（岡 林 幸 政 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これにて平成24年第2回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉 会 午前10時58分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員